

第13号議案

平成25年度愛知県県立病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度愛知県県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間患者数

区分	がんセンター			城山病院	小児保健医療 総合センター	計
	中央病院	愛知病院	尾張診療所			
入院	160,600 ^人	77,015 ^人	— ^人	85,775 ^人	56,940 ^人	380,330 ^人
外来	153,720	63,928	3,172	55,144	100,284	376,248

2 一日平均患者数

区分	がんセンター			城山病院	小児保健医療 総合センター	計
	中央病院	愛知病院	尾張診療所			
入院	440 ^人	211 ^人	— ^人	235 ^人	156 ^人	1,042 ^人
外来	630	262	13	226	411	1,542

3 建設改良計画

- (1) 建設改良工事 1,212,595千円
- (2) 資産購入 900,544千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	32,751,844千円
第1項 医療収益	28,854,544千円
第2項 医療外収益	3,897,300千円
支 出	
第1款 病院事業費	33,776,901千円
第1項 医療費用	33,164,030千円
第2項 医療外費用	602,871千円
第3項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,316,847千円は、過年度分留保資金で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	2,716,990千円
第1項 企業債	1,211,000千円
第2項 他会計負担金	1,130,355千円
第3項 国庫支出金	321,974千円
第4項 雑収入	53,661千円
支 出	
第1款 資本的支出	4,033,837千円
第1項 建設改良費	1,212,595千円

第2項 資産購入費 900,544千円

第3項 企業債償還金 1,920,698千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
城山病院施設整備工事	平成26年度から平成28年度まで	5,777,632千円
がんセンター中央病院防災監視盤システム更新工事	平成26年度から平成27年度まで	127,077千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 建設改良費及び資産購入費
- 2 限度額 1,211,000千円
- 3 起債の方法 普通貸借又は債券発行
- 4 利率 9.0%以内
- 5 償還の方法 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

医業費用と医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費 14,796,501千円

2 交際費 96千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、9,200,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種 類	名 称	数 量
医 療 器 械	乳房撮影用エックス線装置	一 式

平成25年2月20日提出

愛知県知事 大村 秀 章

第14号議案 平成25年度愛知県水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度愛知県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 給水対象 瀬戸市始め31市7町1広域事務組合3企業団

2 年間総給水量 430,000,000m³

3 一日平均給水量 1,178,082m³

4 主要な建設改良事業

(1) 水源建設事業	豊川用水2期事業費負担金	事業費	1,242,366千円
------------	--------------	-----	-------------

(2) 浄水場関係建設事業	犬山浄水場、知多浄水場、豊田浄水場及び豊橋南部浄水場関係建設工事	事業費	8,280,604千円
---------------	----------------------------------	-----	-------------

(3) 施設改良事業		事業費	4,933,146千円
------------	--	-----	-------------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業	業	収	益
			31,046,860千円
第1項 営業	業	収	益
			30,693,958千円
第2項 営業外	業	外	収
			益
			352,902千円
	支	出	
第1款 事業	業	費	用
			26,814,388千円
第1項 営業	業	費	用
			23,800,393千円

第2項 営業外費用	3,010,995千円
-----------	-------------

第3項 予備費	3,000千円
---------	---------

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額21,821,311千円は、当年度分損益勘定留保資金12,078,842千円、過年度分留保資金4,576,469千円及び減債積立金5,166,000千円で補てんするものとする。）。

収	入
---	---

第1款 資本的収入	14,131,067千円
-----------	--------------

第1項 企業債	8,473,000千円
---------	-------------

第2項 国庫支出金	1,516,666千円
-----------	-------------

第3項 工事負担金	74,472千円
-----------	----------

第4項 受託事業収入	524,341千円
------------	-----------

第5項 他会計出資金	2,985,386千円
------------	-------------

第6項 他会計貸付金償還金	557,166千円
---------------	-----------

第7項 雑収入	36千円
---------	------

支	出
---	---

第1款 資本的支出	35,952,378千円
-----------	--------------

第1項 建設改良費	14,942,115千円
-----------	--------------

第2項 建設利息	968,826千円
----------	-----------

第3項 償還金	20,036,437千円
---------	--------------

第4項 予備費	5,000千円
---------	---------

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
筏川取水場及び弥富ポンプ場維持管理業務委託	平成26年度から 平成27年度まで	38,640千円
幸田浄水場始め2 浄水場運転管理業務委託	平成26年度から 平成30年度まで	784,272千円
蒲郡浄水場始め3 施設維持管理業務委託	平成26年度から 平成27年度まで	1,552千円
尾張東部浄水場第2 導水管布設工事	平成26年度	110,000千円
知多浄水場浄水池建設工事	平成26年度から 平成27年度まで	1,394,995千円
知多浄水場自家発電機室建設工事	平成26年度	632,526千円
豊橋南部浄水場急速攪拌装置設備設置工事	平成26年度	64,980千円
第2 犬山幹線送水管布設工事	平成26年度から 平成28年度まで	3,089,464千円
豊田広域調整池建設工事	平成26年度	811,003千円
豊橋城下線送水管布設工事	平成26年度から 平成27年度まで	1,378,854千円
犬山導水ポンプ所導水ポンプ設備改良工事	平成26年度	376,914千円
尾張西部浄水場送水ポンプ電気設備改良工事	平成26年度	438,900千円
尾張西部浄水場電気設備改良工事	平成26年度	14,749千円

高蔵寺浄水場排水マンガン処理設備設置工事	平成26年度	59,300千円
上野浄水場自家発電設備改良工事	平成26年度	500,894千円
知多浄水場電気設備改良工事	平成26年度	527,208千円
犬山浄水場始め2浄水場排水処理施設整備・運営事業調査業務委託	平成26年度から平成27年度まで	19,250千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 建設事業費、施設費及び水源費特別対策支援債
- 2 限度額 8,473,000千円
- 3 起債の方法 普通貸借又は債券発行
- 4 利率 9.0%以内
- 5 償還の方法 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費 2,999,262千円

2 交際費 74千円

(他会計からの補助金)

第10条 共用施設負担金利息、企業債利息及び一般会計借入金利息の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、194,653千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、783,000千円と定める。

平成25年2月20日提出

愛知県知事 大村 秀章

第15号議案 平成25年度愛知県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度愛知県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 給水事業所数 372か所
- 2 年間総給水量 452,112,360m³
- 3 一日平均給水量 1,238,664m³
- 4 主要な建設改良事業

(1) 豊川用水2期関連事業	豊川用水2期事業費負担金	事業費	86,887千円
(2) 施設改良事業		事業費	3,536,750千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業	収益		14,304,555千円
第1項 営業	収益		13,751,873千円
第2項 営業外	収益		552,682千円
	支	出	
第1款 事業	費用		13,368,132千円
第1項 営業	費用		10,961,726千円
第2項 営業外	費用		2,403,406千円
第3項 予備	費用		3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,765,965千円は、当年度分損益勘定留保資金6,974,103千円、過年度分留保資金786,137千円、減債積立金951,000千円及び当年度資本的収支調整額54,725千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款	資本的収入	5,882,174千円
第1項	企業債	3,416,000千円
第2項	国庫支出金	167,400千円
第3項	工事負担金	106,821千円
第4項	受託事業収入	55,247千円
第5項	他会計出資金	1,121,118千円
第6項	他会計借入金	994,466千円
第7項	雑収入	21,122千円
支 出		
第1款	資本的支出	14,648,139千円
第1項	建設改良費	4,249,323千円
第2項	建設利息	221,559千円
第3項	償還金	10,172,257千円
第4項	予備費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
安城浄水場運転管理業務委託	平成26年度から 平成30年度まで	388,008千円
蒲郡浄水場始め3施設維持管理業務委託	平成26年度から 平成27年度まで	13,946千円
石浜調整池建設工事	平成26年度	16,000千円
尾張東部浄水場沈澱池機械設備改良工事	平成26年度	71,646千円
尾張東部浄水場自家発電設備改良工事	平成26年度	218,947千円
上野浄水場自家発電設備改良工事	平成26年度	43,557千円
知多浄水場沈澱池機械設備改良工事	平成26年度	311,034千円
知多浄水場電気設備改良工事	平成26年度	237,567千円
安城浄水場自家発電設備設置工事	平成26年度	742,220千円
蒲郡浄水場自家発電設備設置工事	平成26年度	86,212千円
豊橋南部浄水場電気設備改良工事	平成26年度	132,565千円
尾張西部浄水場電気設備改良工事	平成26年度	9,428千円
犬山浄水場始め2浄水場排水処理施設整備・運営事業調査業務委託	平成26年度から 平成27年度まで	5,750千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- | | |
|---------|--|
| 1 起債の目的 | 愛知用水工業用水道第4期事業費、東三河工業用水道第2期事業費、尾張工業用水道第1期事業費、豊川用水2期関連事業費及び施設費 |
| 2 限度額 | 3,416,000千円 |
| 3 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行 |
| 4 利率 | 9.0%以内 |
| 5 償還の方法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,800,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------|-----------|
| 1 職員給与費 | 857,003千円 |
| 2 交際費 | 74千円 |

(他会計からの補助金)

第10条 共用施設負担金利息及び企業債利息の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、533,696千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、90,000千円と定める。

平成25年2月20日提出

愛知県知事 大村 秀 章

第16号議案 平成25年度愛知県用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度愛知県用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 売却宅地	63,000m ²
2 買収宅地	400,000m ²
3 宅地造成	974,600m ²

三河港

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事業	収益	2,915,688千円
第1項 営業	収益	2,781,283千円
第2項 営業外	収益	134,405千円
支 出		
第1款 事業	費用	3,968,052千円
第1項 営業	費用	2,854,305千円
第2項 営業外	費用	1,110,747千円
第3項 予備	費用	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,294,738千円は、過年度分留保資

金で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	37,278,343千円
第1項	企業債	29,350,000千円
第2項	宅地売却前受金	7,905,095千円
第3項	雑収入	23,248千円
支 出		
第1款	資本的支出	45,573,081千円
第1項	宅地造成費	15,610,106千円
第2項	建設利息	382,975千円
第3項	償還金	29,575,000千円
第4項	予備費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
豊田・岡崎地区郷土種育成工事	平成26年度から 平成27年度まで	110,000千円
豊田・岡崎地区環境監視調査	平成26年度	140,000千円
豊田・岡崎地区造成工事	平成26年度から 平成27年度まで	1,225,000千円
豊川大木地区造成工事	平成26年度	500,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- | | |
|---------|--|
| 1 起債の目的 | 用地造成事業費 |
| 2 限度額 | 6,517,000千円 |
| 3 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行 |
| 4 利率 | 9.0%以内 |
| 5 償還の方法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------|-------------|
| 1 職員給与費 | 1,223,884千円 |
| 2 交際費 | 74千円 |

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類	名 称	数 量
土 地	工 業 用 地	400,000m ²

2 処分する資産

種 類	名 称	数 量	処 分 の 態 様
土 地	工 業 用 地	75,000m ²	売 却
	公 共 用 地	51,400m ²	譲 与
建物その他の工 作物	公 共 用 施 設	2か所	譲 与

平成25年2月20日提出

愛 知 県 知 事 大 村 秀 章